

平成30年3月28日

全日本年金者組合 御中

厚生労働省年金局事業管理課

「2018年2月定期支払に係わる誤処理に対する抗議と要望」について

日頃より年金制度に関しまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

一部の老齢年金受給者につきまして、扶養親族等申告書の申告内容が、平成30年2月の老齢年金定時支払における源泉徴収税額に正しく反映されておらず、ご心配、ご迷惑をおかけしておりますこととお詫び申し上げます。

すでに扶養親族等申告書をご提出されていて、平成30年2月の老齢年金定時支払における源泉徴収税額に正しく反映できなかった受給者の方については、原則として平成30年4月の老齢年金定時支払時に年金支払額を調整させていただきます。(一部は、平成30年3月の老齢年金随時支払時から調整しています)

なお、日本年金機構が委託していた外部委託業者の入力漏れ・誤りによる平成30年2月支払時の源泉徴収税額の誤りにおいては、4月上旬に改めて文書によりお詫びする予定です。

事案の概要につきましては、3月20日に日本年金機構より報道発表していますが、年金受給者に正しく確実に年金をお支払することは非常に重要であり、今後、日本年金機構から業務を委託する場合における事務処理のあり方を見直し、こうした事態が2度と生じないように努めてまいります。

なお、日本年金機構理事長宛にも同様の文章を送付いただいておりますが、同様のご回答となるため、当課から併せてお答えさせていただくことを御了承ください。